平成２２年（フ）第４６３号
愛知県豊田市中町中根46番地３
債務者　亀山　泰隆
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
相模原市南区東林間３丁目12番５号　ジュネパレス相模原第６―201
債務者　松浦　涼子（旧姓高久）
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３６４号
相模原市中央区上溝４―13―11　ライオンズマンション上溝Ⅱ204号、住民票上の住所相模原市中央区田名1333番地４
債務者　安食　直之
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３１４号
静岡県藤枝市兵太夫303番地の２
債務者　青島　範義
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３７号
広島県福山市神辺町大字川南1351番地２、旧住所広島県福山市草戸町４丁目３番17号
債務者　松本　総子（旧姓門田）
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２１０８号
東京都世田谷区駒沢４丁目16―11―205
債務者　阿形　　恵
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７００号
サイパン国ガロライ村ヴェテランズ・ドライブ　ハミルトン隣り、最後の住民票上の住所東京都中野区弥生町３丁目11―７―101
債務者　池田　真美
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８２号
静岡県磐田市東平松153番地１
債務者　古田　剛浩
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
沖縄県宜野湾市新城２丁目41番16号　２Ｆ
債務者　宮良　味巳
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１０６号
沖縄県沖縄市字古謝1107番地　サンハイツ城２―Ａ
債務者　新屋　りえ
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１１４号
沖縄県沖縄市上地１丁目18番13号　仲宗根アパート202
債務者　宮城　秀光
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１１７号
沖縄県沖縄市照屋３丁目１番24号　宮里ウト方
債務者　平良　貴雄
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１２６８号
千葉県市川市田尻３丁目５番27―803号　ルミナス原木中山
破産者　大西　寛子
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８６号
兵庫県たつの市御津町中島886番地の81
破産者　株式会社河本屋
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第６７号
長崎県佐世保市横尾町393番地１
破産者　有限会社学振電算センター
１　決定年月日　平成22年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第２８号
栃木県真岡市石島815番地１、開始時栃木県芳賀郡二宮町大字石島815番地１
破産者　株式会社二宮開発
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第２６５号
千葉県市川市新井１丁目７番９号
破産者　有限会社日本インダスソフト
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係